

# 受注 CO-NECT オプションサービス特約

## 第1条 (適用)

1. 本特約は、契約者が受注 CO-NECT サービス約款(以下「原約款」といいます)第3条第1項第2号に定める有料のオプションサービスを利用するにあたり契約者に適用される契約条件を定めたものです。
2. オプションサービスの利用には、原約款に加え、本特約が合わせて適用されます。
3. 本特約に定めのない事項に関しては原約款の定めが適用され、原約款の定めと本特約の定めが矛盾又は抵触する場合は、本特約の定めが優先して適用されません。

## 第2条 (契約の締結及び成立)

1. オプションサービスの利用申込みにあたっては、オプションサービス毎に所定の利用申込みを行うものとします。
2. オプションサービスの契約(以下本特約において「本契約」といいます)の締結及び成立については原約款第2条が準用されます。

## 第3条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間(以下「本契約期間」といいます)は、本契約の成立日から有効とし、オプションサービスの利用開始日より起算して1年後の応当日の前日までとします。
2. 本契約期間の満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

## 第4条 (利用料金)

1. オプションサービスのうち、オプションサービスの利用料金(以下「利用料金」といいます)は、以下の2種類があります。
  - (1) 月額利用料金(月とは暦月ではなくオプションサービスの利用開始日より1か月間を月とみなします): 申込書に記載の金額とします。なお、本サービスの利用開始日より発生します。
  - (2) 実績利用料金: 利用実績に応じて利用料金をお支払いいただきます。
2. 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び実績利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とします。

## 第5条 (支払条件及び支払方法)

1. 月額利用料金の場合、当社は月額の利用料金をオプションサービスの利用開始日が属する月(暦月とします)の翌月に請求し、契約者はその月の末日(引き落としの場合は毎月26日、土日祝日の場合はその前日)までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとし、以降も同様とします。
2. 実績利用料金の場合、当社は毎月(暦月とします)末日締めにて実績を集計し、翌々月(暦月とします)に請求し、その月の末日(引き落としの場合は毎月26日、土日祝日の場合はその前日)までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとし、以降も同様とします。
3. 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

制定日 2022年8月8日